

153-参-厚生労働委員会-11号 平成13年12月04日

※BSE問題について、雇用対策についての質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

坂口大臣は、十一月三十日、失業率五・四％発表の折に、容易ならざる事態だ、雇用政策は限界に近づきつつあると、こんなふうにおっしゃっておられます。そこで、本日は、まさに土俵際に立たされた雇用政策、これを私の本日のテーマとして御質問申し上げたいと思います。

それに入ります前に、前回、私、この委員会におきまして、十一月六日、BSEについての審議の折に御質問したことにつきまして、最後の部分、御答弁をいただけていないことがございました。すなわち、それは、私の質問、農水省と厚生労働省の縦割りでなく、相互に問題点を指摘し合って、安易に安全だと結論づけずに、どこに穴があるかお互いにチェックし合う、そして連携して一体的に取り組んでいく、また生産者の立場だけでなく消費者の立場にも立って対応を進めていく、このことを求めたところでございますが、この点についてのお考えをお聞きしておきたいと思っております。

○国務大臣（坂口力君） 農林水産省の方は畜産の振興ということが中心でございますし、そして我々の方の厚生労働省は食品による健康被害、危害といったものがないようにするのが務めだというふうに思いますが、いずれにいたしましても、その双方の接点というのは当然のことながらあるわけでありますから、その接点のところを両方が譲り合うようなことになってはいけません。重なって両方がやるのならばいいんですけども、外野に上がったボールのように両方が遠慮し合ってすとんと真ん中に球が落ちるというようなことになってはいけませんのでございますから、我々は省庁の間のすき間をなくしていくということをやはり真剣に考えていかなければならないというふうに思っております。

共同いたしまして研究会を立ち上げましたり、さまざまなことをいたしておりますが、その研究会をただ単に共同でつくったというだけに終わることなく、そのことが本当に機能しているというふうにしていかなければいけない、有機的な結合にならなければならないというふうに思っている次第でございます。御指摘いただきましたことを真摯に受けとめて我々やっていきたいと思っております。

○辻泰弘君 十一月六日に御質問させていただきました折に、その日に十一月十九日にBSE問題に関する調査検討委員会を行うということの御決定の資料をいただいたんですが、そのときの封筒が実は今お手元にお配りいただきました封筒でございます。これは私は非常にいいことだと感銘を受けた次第でございます。大臣の方にはちょっと行っていないようでございますけれども。

要は、農林水産省と厚生労働省が同じ枠の中に入っているということでございまして、実は私は本当に感銘を受けた次第でございます。私の部屋に来ていただく官庁の方にも、こういう封筒を今まで見たことがありますかと聞きましたところ、いや、ないという方がほとんどでございます。非常に画期的なことだと思うわけでございます。この中には横にも縦にも線が入っていないわけでございまして、今おっしゃっていただきましたようなその精神がこの封筒にあらわれていると、このように思うわけでございます。

ちなみに、この封筒をどちらの役所がつけられたのか、どちらの予算からつけられたのか、お聞きしておきたいと思っております。

○政府参考人（尾寄新平君） 今御指摘いただきました封筒につきましては、農林水産省の方から御提案をいただいたものでございますが、この調査検討委員会が両大臣の私的諮問機関でございますし、両省が連携してこれからの調査検討を進めていく場であるということから、今後とも両省が共同で情報提供をする機会がふえることが予想されるということで、当省といたしまして農林水産省の御提案に賛成をし作成をされたものでございます。

それと、予算的なお話でございますが、封筒自体は農林水産省の方で御提供いただいたということで、印刷は農林水産省の中の印刷機で印刷をしていただいたというものでございます。

○辻泰弘君 これは非常に画期的なことだと思いますので、どうかこのような精神でこれからも行政に当たっていただきたいと思うわけでございます。

私、事務局の方にお願ひしまして、こういう封筒を、今後またお目にかかるのは何年後かわかりませんので、どうか各委員のお部屋に飾っていただければと、クリスマスプレゼントとしてお受け取りいただければ幸いです。

さて次に、このことに直結するわけじゃないんですけども、大臣談話のあり方ということちょっとお聞きしてみたいと思います。厚生労働行政の推進のあり方の基本にかかわる、こういう見地からお伺いしたいと思います。

いわゆるヒト乾燥硬膜ライオデュラ、これの移植に伴う薬害クロイツフェルト・ヤコブ病訴訟について、東京、大津の両地裁が示した和解協議に対して、被告の国が十一月二十二日、応じることを正式に決定されたということがございましたが、その際の大臣談話と大臣発言について、第一症例がアメリカで発見された一九八七年六月以前の国の責任をめぐって食い違いが見られたわけでございます。

大臣のお気持ちと申しますか、そのこと自体、私自身了とすところではございますが、しかし、大臣談話というものの重みと申しますか、そのことを考えるときに、やはり混乱を招いているのではないかと申しますことを懸念する次第でございます。

その辺の経緯をお聞きしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） あの日記者会見をいたしましたときに私が少しアクセントをつけて申したのは、今回の和解勧告と申しますのは、これは法律責任の争いを乗り越えてということにある、これが大前提であって、そのもとに今回のこの和解にお互いにこれは歩み寄ったというふうに理解をしているということを私は申し上げたわけでございます。

そして、その和解勧告の中を細かく見ますと、一九八七年というのが一つの大きな目安と申しますか、目安の年である。少なくとも一九八七年には国の方もその硬膜を利用することによってこのクロイツフェルト・ヤコブ病が起こる可能性があるということを知るべきであったということが中に書かれているわけでございますから、これも一つの目安、前提になることは間違いないというふうに思います。

これからのいろいろのお話し合いの中で一九八七年というのは重要な年になるんだろうというふうに思っているわけでございますが、しかしこのことを余り強調をし過ぎますと、大前提でありますところの法的責任の争いを超えてというこの大々前提がおかしくなってくるということがございますので、むしろこの大々前提の方を中心にこれから和解を進めていくべきものと、こういうふうに私は主張したわけでございます。

しかし、この談話の文章の中身は、大前提の法的責任の争いを乗り越えてということを書きましたその後一九八七年のことを書いたものでございますから、ややもいたしますとこちらの方が注目をされたわけでございますけれども、先に書きました方の大前提、こちらの方がやはり私は大事だというふうに今も思っておりますし、そのことに変わりはありません。

○辻泰弘君 そういたしますと、大臣談話については事前に大臣の御決裁があったと、こういう理解でよろしゅうございますね。

○国務大臣（坂口力君） そのとおりでございます。

○辻泰弘君 それでは、雇用対策本体についてお伺いしたいと思います。

今国会はまさに雇用対策国会と名づけられた国会でございますけれども、同時に来年一月に提出されると言われているところの二兆五千億の第二次補正予算の編成も同時に進められているということでございまして、そのことはある意味では今国会における雇用対策というものが不十分だったということを政府みずから認めているに等しいと、このようにも思うわけでございます。

ただ、私は、この第二次補正の動きについては、迫力といいますか危機感といいますか、そんなものが感じられるわけでございまして、第二次補正への取り組みという姿勢については評価したいと思うわけですが、そこで見られることは、やはり私は数カ月おくられているということを感じざるを得ません。政府の対応は常にツーリトル・ツーレート、小さ過ぎる遅過ぎると言われて久しいものがございまして、やはり今回の例を見ても同じような轍を踏んでいると言わざるを得ないように思います。

雇用、生活に冷たい骨太の方針といい、また一度や二度失敗したっていいじゃないですか、一度や二度失業したっていいじゃないですかという小泉さんの発言、また八月二十八日、前の委員会でも申し上げましたけれども、5%になった次の日に雇用対策国会と決めたという場当たりの対応、それらを見ると、政府の対応というものが本当に国民の雇用という生活の根幹について本気で考えているのかというふうに疑問に思わざるを得ないところがございまして。

一連の経過について、また今国会は本当に雇用対策国会の名にふさわしい国会であるかどうか、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） バラエティーに富んだ質問をしていただきましてありがとうございます。

いよいよ雇用対策でございますが、政府がとってまいります雇用対策というものを私もそれなりに関与させていただいて今日を迎えておりますけれども、やはり皆さん方から御指摘をいただきますように、少しおくれるではないかという御指摘につきましては、これはある程度国が行いますことについてはやむを得ない面が率直に言ってございます。

私も野党のときには同じことを言っていたわけでございまして、自分でやらせていただいて感じますことは、この雇用対策一つを決めるにいたしましてもやはり合意がそこには必要でございまして、その合意を得る、あるいはまた国会で御審議をいただくという経過が必要でございまして、そして国会が存在しないとき、そのときにはやはり国会が始まるのを待たなければならぬということもございまして、そういったしますとその間が三カ月なり半年なりというおくれが出てくるわけでございまして。御指摘いただきますことはよくわかりますけれども、現実問題としてやはりそこには若干のタイムラグは生じるなというふうに率直に私も実は思っているところでございまして。

しかし、おくれ過ぎないように私はしていかなければならないと思いますし、小さ過ぎないようにしていかなければならないというふうに思っているわけでありまして、限られた財源の中ではございまして、それを有効にいかんにか活用するかということに尽きるというふうに思っている次第でございまして。

○辻泰弘君 それでは、先ほどの封筒の中に入れていただいているタウンミーティングのことにしてお聞きしたいと思います。

実は、お配りしました封筒の中に入っておりますのはタウンミーティングについての二つの案内文でございまして、一つは十一月十八日日曜日の東京国際フォーラムでのタウンミーティングについての新聞広告でございますが、これは実は改革のテーマということでございまして、「その他」を入れまして二十三あるわけでございまして、この中に残念ながら雇用というもの

が全く入っていないということでございます。中には、「社会の構造改革」の中に「米国同時多発テロ事件への対応」、こういうものまで入っている。そしてまた、「その他」という二十三番目には「上記二十二項目以外に、重要であると思われるテーマがあるときは、別途、お書き添えください」と、こういうことがあるわけでございます。

しかし、いずれにしましても十一月十八日時点、当然ながら雇用のことも大変重要な課題であったわけでございますが、このことには全く触れられていない。私はこの広告を見て非常に残念に思ったと同時に、やはり政府の雇用に対する認識といいますか、冷たさというものがここにあらわれているのではないか、このように思った次第でございまして、このことについて、どういうことで入っていないのか、お聞きしたいと思っております。

○政府参考人（永谷安賢君） この二十二項目の選択肢の中に何で雇用に関する項目が入っていなかったかという御質問でございまして。

御案内のとおり、今回のタウンミーティングでありますけれども、小泉内閣の構造改革を国民との対話のもとに問題意識を共有しながら進めていくというために行っているものであります。

このアンケート、新聞でのアンケートでありますけれども、これは当日その会場に参集していただく皆様方がまさに構造改革という側面にスポットライトを当ててどの分野に強い関心を持っていただいているかというのを探るといことで実施したものでございまして。

例えば、ここにありますように、今、先生がおっしゃったようなお話でまいりますと、短期的な景気対策といった当面する最重要の課題というのも入っていないわけですね。それと同じような趣旨でありますけれども、私どもの方からは、構造改革を進めることで景気回復を進めていく、それでもって雇用もふやしていく、そういうふうな意味で一般的な形では含まれているんじゃないかというふうに理解していたんですけれども、あえて、じゃ何で入っていないのかというお話をするとすれば、当然、雇用の拡大というテーマでありますけれども、構造改革に密接に関係する問題ではあるんですけれども、その反面ではどうしても短期の景気動向と密接な関連性を有してとらえられがちである、したがって、今の景気状況のもとで雇用のテーマというのをここにスペシフィックに掲げたときに、あるいは場合によっては短期的な問題と構造的な問題がごちゃごちゃになるんじゃないかというような危惧のもとにあえてここでは触れなかったということではないかと思っております。

なお、実際、タウンミーティングの運営に当たりましては、その会場に参加していただいている皆さんから何でもいいますから質問してくださいということでお願いしております。

たまたま東京の会場では参加されている皆様方からの雇用に関する質問というのは余り多くなかったんですけれども、例えば東京以外では、宮崎あたりでは構造改革に伴い発生する失業者を吸収するような具体的な姿を示してくれとか、あるいは島根ではよりスペシフィックに、山林整備をすることで雇用の吸収をしてくれとか、あるいは宮城あたりでは有給休暇の取得を義務づける、今はやりのワークシェアリングみたいなお話でありますとか、それから働く人の健全な心の確保がとても重要じゃないかというような、これは静岡でありますけれども、そういうような指摘が行われるなど、雇用についても非常にたくさんの御議論をいただいたというふうに認識しております。

○辻泰弘君 次に、もう一つの十二月十六日の案内もございまして、実はこれはある意味ではいいわけですが、これだけ見ればいいわけですが、その継続性という面においてちょっと疑問を持つわけでございまして。十二月十六日の方は、「前向きの明るい構造改革、すなわち「雇用創出型の構造改革」」を目指すということがうたわれているわけでございまして。

今までの路線というのが国民の雇用、生活にとって後ろ向きで暗い改革だったというふうに認めておるならそれなりに評価する面はある気もするんですけれども、いつから小泉改革が「前向きの明るい構造改革」「雇用創出型の構造改革」と位置づけるようになられたんでしょうか。

○政府参考人（永谷安賢君） これも先生御案内のとおり、六月十六日から始めましたタウンミーティングですけれども、十一月十八日の東京でのタウンミーティングでとりあえず四十七都道府県一巡したということでもあります。

その後をどうするかということでもありますけれども、これは今の臨時国会冒頭の総理の所信表明の中にございましたけれども、今後とも引き続き対話の機会を設けることとしていくというふうにされております。

では、それを具体的にどういうふうにやっていくかということでもありますけれども、今どういうふうにやっていくかというのを検討中でもありますけれども、この間、東京でのタウンミーティングのときに総理がおっしゃったのは、例えば雇用でありますとかあるいは教育でありますとか介護でありますとか、そういうふうな政策テーマ別のタウンミーティングを行うというのも一案だねというようなことをおっしゃってございました。それから、私ども事務方としましては、これまでどっちかといったら官主導みたいな形でやってきたんですけれども、より国民の参加意識が高まるようなスタイル、まさに政府と国民、有志との共催みたいな形で行えないものかというようなことをいろいろ今検討しているさなかであります。

今度、十六日に開催しますタウンミーティングというのは、まさにそういう意味での試行錯誤の一つであるということでもあります。現下の非常に厳しい雇用情勢にかんがみて、官邸とも御相談しながら、雇用の問題にとりあえずテーマを絞ってタウンミーティングをやってみようかというようなことでやることになったということでもあります。

○辻泰弘君 それでは、この「前向きの明るい構造改革、すなわち「雇用創出型の構造改革」という言葉が政府の文書で活字になったのはここからですか、以前にありましたか。

○政府参考人（永谷安賢君） 政府の公式文書にいつから載ってきたかというのはちょっと私も定かではないんですけれども、いずれにしても、これにありますように、内閣府の特命顧問をされていらっしゃる島田先生がよくこのフレーズをお使いになっていると。つまり、どうも構造改革ということで、やれリストラ、やれ失業ということで世の中暗いイメージだけが先行しているんじゃないか、むしろそういういろんな動きを逆手にとって、もっといいこともあるんだよという側面、そっちの方の側面を強調したらどうかというような気持ちを込めて明るい構造改革というような言葉遣い、ターミノロジーをされているんじゃないかというふうに想像をしております。

○辻泰弘君 それじゃ、今後ともこれは政府の一つのキャッチフレーズでお使いになるというふうに理解していいですか。

○政府参考人（永谷安賢君） それは、今回についてはとりあえずこういうことでいくということで官邸サイドの御了解をいただいているということでもあります。

先行き、テーマに応じてまたこのあたりのキャッチフレーズも変わってくることはあり得るんじゃないかというふうに思います。

○辻泰弘君 私は、構造改革を推進する当初から、やはりこういうスローガンというものがあつた上でなされるべきだと思っていたわけでございまして、そういう意味では、おくれればせではありますけれども、これもまたツーレートの一つになると思うんですが、こういう方向を打ち出されたこと自体は結構なことだと思うんですが、恐縮ながら、ある意味では最初からわかっていたようなことだと思うわけでございます。

私どもは温かい構造改革と申しましたし、公明党さんは人に優しい改革とおっしゃったように、前も申し上げましたが、だんだんそういう意味では、ある意味では当然のところに来ているのかなと思うわけでございますけれども、そのことはともかくとして、いささか場当たりのな感じも

いたしますけれども、やはり今までよりは一步前進と思うわけでございまして、前向きの明るい構造改革、まさに雇用創出型の構造改革にしっかり取り組んでいただきたいと思います。大臣、ちょっと一言お願いします。

○国務大臣（坂口力君） この雇用創出型の構造改革という言葉はここが初めて出たわけではなくて、これはもうかなり前から使われているというふうに思っています。ことしの年当初から方針としてはこういう方針で来ていたわけでございますし、先ほどお話ありましたように、特に島田教授はそうしたことを踏まえて五百三十万の雇用創出というのをおまとめいただいたというふうに思っております。

したがって、明るい気持ちで我々は構造改革に取り組んでいこうという、その趣旨のところは私は今までからあったというふうに思っておりますので、とりたてて最近それが変わったというわけではありませんけれども、しかし十二月の十六日にこういうことを一つのメインにしてタウンミーティングをするという行動を行う、これは今までになかったこととございまして、やはり取り組みとして色をより鮮明にしたということではないかというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 政府が掲げる構造改革は、島田教授の改革ではなくて小泉総理が主導されるところの改革でございまして、そういう意味において、小泉総理の所信表明なりにそういうものが入っているならば、それはそれでそのとおり受けとめるわけでございますが、こういう形で改革の方向性というものが何か知らないうちに修正されていくというふうな、そういうこと自体は私はある意味ではおかしいんじゃないかと思っておりますが、そのことを聞いても仕方がありませんので次に移らせていただきます。

さて、大臣の本国会における、この委員会における厚生労働大臣あいさつというのがございました。たしか十月の十六日であったかと思っておりますけれども、そのときの中に、雇用対策というところで、「今後、不良債権処理の進展等に伴い厳しさを増すことが考えられます。」ということをおっしゃるようになっておられるわけでございます。小泉総理も、不良債権処理については遅くとも集中調整期間が終了する三年後には不良債権問題を正常化しますということをおっしゃっているわけでございますが、不良債権の処理の問題については、不況下では不良債権処理を急ぐべきではない、企業倒産が増加し景気の冷え込みが加速して処理しても処理しても不良債権がふえ続けるという悪循環を招く、政策としてはまず景気回復を優先させるべきだという、このような指摘もあるわけでございます。

そこで、雇用の問題に責任を持たれるところの厚生労働大臣にお伺いするわけでございますが、不良債権の処理について急ぐべきか、景気回復を優先させるべきかどうか、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） これはなかなか難しい御質問だというふうに思いますが、やはり小泉内閣といたしましては、雇いを改善していきますためには、あるいはまた経済を改善していきますためには、どうしてもこの不良債権処理等々、こうしたものをまず早く決着をつけなければならぬという立場に立っているわけでありまして、この不良債権処理がおくれてきたことが現在の不況の大きな原因になっている。ただ、それじゃ不良債権だけかと言われれば、私はほかの要素もあるというふうに思います。いろいろの要素がまざり合っていますけれども、その中で大きな要素として不良債権の処理というものがおくれてきたということがあった。

不良債権処理を行うことによって、そして構造改革、そして経済改革を早く進めていくということに結びつけていこう、そういう手順で今行っているところでございまして、私もその中の一員でございますから、当然のことながら、この不良債権処理というものを進めていく中で起こってまいります雇用の不安といったようなものをどう安全ネットをつくって、そしてそれをカバーしていくかということを考えていかなければならないというふうに思っている次第です。

○辻泰弘君　いわゆる骨太の方針、六月閣議決定ですけれども、その中では、五年間で五百三十万人の雇用機会の創出、また離職者、転職者に対するセーフティーネットの拡充、これを図りつつ不良債権処理を急ぐべきだと、こういうふうになっているわけですが、大臣とされては、不良債権処理を推進していく上での雇用対策というものが既に、セーフティーネットができているというふうにお考えでしょうか。この問題は、すなわちセーフティーネットを張って落ちる人を救うというか、そのことをそもそもつくりたくないということが大事なわけですが、不良債権処理を推進していく上での雇用対策が整っているとお考えかどうか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君）　失業者が出ないようにしていくということは、それは大前提であろうというふうに思いますが、構造改革というものを行いますと、しかしそうも言えない。やはり構造改革をすることによって一時的に失業者が出るということもあり得るとい、そういう一つの私は前提があるというふうに思います。

それで、そのためにはどうするか、もし起こったときにはどうするか。その安全ネットというものを一方において作りつつ、そしてこの構造改革というものを進めていかなければならない。そして、結果としては一日も早く失業のない、そして経済の安定をした状態をつくり出していくということを我々は大きな期待を込めてやっていくということだろうというふうに思います。

○辻泰弘君　骨太の方針に絡みまして一つ聞いておきたいんですけれども、骨太の方針にこういうフレーズがございます。「グローバル化した時代における経済成長の源泉は、労働力人口ではなく、「知識／知恵」である。」と、こういう指摘がございます。経済成長というものは、資本、労働力、技術進歩によるというのが経済学の基本であったかと思うわけですが、また現に今も生きている、閣議決定されている「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」、平成十一年閣議決定ですが、この中でも二〇一〇年ごろまでの経済成長を資本、労働、技術進歩の寄与の和で説明する成長会計で分析を行っているわけですが、この小泉内閣の構造改革というのはこれまでの経済学の基本まで塗りかえられるような理論に裏打ちされているというふうなことになるのでしょうか。この部分はどう理解すべきでございましょうか。

○政府参考人（磯部文雄君）　議員御指摘のとおり、労働力は成長の重要な要因の一つであると考えております。しかしながら、労働時間が減少傾向にあり労働力人口が減少していく我が国におきましては、労働投入の量的な増加に頼った経済成長は持続することは今後難しいのではないかと考えております。

こうしたことから、御指摘の文章は、労働力を単に量としてとらえるのではなく、人の能力を生かすという意味で、技術革新を生み出し、生産性を高め、資本を効率的に回転させる知識、知恵が重要であるということを強調したものだと考えております。

労働力人口が成長の要因として重要でないというふうには考えているわけではありません。

○辻泰弘君　私は、選挙前でしたが、この文章を見まして、この「労働力人口ではなく」というところに特に何か冷たいものを感じまして、そういうことで申し上げたわけですが、

それで、同じくといいますか、本委員会における厚生労働大臣発言、十月十六日の中に次のことがあるんですが、雇用対策に万全を期し、新しい成長の基盤を構築すると、こういうお話がございました。

雇用対策に万全を期し、新しい成長の基盤を構築するという、ここの脈絡がちょっと必ずしも私は明確でないと思うんですが、ここの部分をちょっと御説明いただけませんか。

○国務大臣（坂口力君） 先ほどから述べておりますように、やはり経済を立て直すということを中心に考えた場合に、その経済がなぜ現状のようなことになっているのか、そのことに思いをいたしたときに、やはり不良債権の処理でありますとか、あるいはまた構造改革というものがおこなわれているがゆえに現在の経済の状況が存在をするという理解のもとに今我々の政策は進んでいるわけでございます。

したがって、その政策を進めていきますと、全体として経済の立て直しというものをやっていく反面において、雇用問題というものがやはり重要になってくる。経済の立て直しを行います一方において雇用対策というものを並行してやっていかなければならないということを強調したと申しますか言ったわけであります。その経済の立て直しと雇用の創出というものを相前後して、どちらが上でどちらが下ということを行っているわけではございません。一番中心になりますのは経済の立て直し、それに対しまして起こってまいります失業という問題を、これを最小限に食いとめていくというためにどういう施策を我々は重ねていったらいいか、そこがやはり大事なところだということ強調しているわけでございます。

○辻泰弘君 今も生きている第九次雇用対策基本計画についてお伺いしたいと思います。

この計画は、平成十一年八月十三日閣議決定でございまして、雇用対策法に基づく計画でございます。その中には、参考資料ではございますけれども、二〇一〇年ごろの完全失業率は三%台後半から四%台前半だと、このようなことが見通された計画でございまして、ある意味では状況が変わっている中で計画は前提が大きく変わっていると思うわけでございますけれども、この計画の改定についてお考えはいかがでございましょうか。

○政府参考人（澤田陽太郎君） 御指摘のように、第九次の雇用対策基本計画、平成十一年から十年程度を計画期間としております。したがって、繰り返しになりますが、先生御指摘のように、完全失業率につきましては三%台後半から四%台前半を見込むということになっております。

この第九次計画を策定したときのいわゆる我が国の経済計画、正式には「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」というものをベースとしてしておりますが、現在、経済計画として新しいものをつくるかどうかというのはいろいろな検討がなされているようであります。

中期経済財政計画というものが新しい経済計画になるということだとしますと、雇用対策法上、雇用対策基本計画は経済全般の計画と調和を持つようにしなければならないという規定がございますので、この計画の改定ということも検討課題に上がるというふうに思っております。

○辻泰弘君 今、経済財政諮問会議で取り組んでおられる中期的な経済財政計画、これは二〇〇二年から二〇〇六年度までの五カ年計画を作成中で、ことしじゅうに、一応十二月中に仕上げると、例の医療保険の問題でちょっとおこなっているようですが、そういうことがあるわけでございまして、これはまさに雇用対策法で言うところの「政府の策定する経済全般に関する計画」ということになるわけでございますから、それに伴っての改定というもの、十次を作成するということが不可欠だと思います。

とりわけ、九次の計画の中を拝見いたしますと、後で質問したいと思いますけれども、これからの一つの大きな課題であると思われるワークシェアリングについてもあるわけですが、その対策の中の「基本的事項」の中の「新規事業展開等による雇用創出」の中の七番目に、「いわゆるワークシェアリングも視野に入れ、雇用の創出等を図ることが今後重要性を増すものと考えられる。」というふうな、ある意味で位置づけとして低いようになっているわけでございまして、そういう意味からも状況が大きく変わっているわけでございますし、また聞くところによりますと、経済財政計画、今、経済財政諮問会議でやっているその計画自体ローリングプランになっていて、毎年見直しを行っていくということのようでございますけれども、そういうような立場から状況に応じた雇用計画というものをつくっていただきたい。基本計画ですからそう

ころ変えることもいけないかと思えますけれども、しかし一つのその時点での計画というのを持つことによって当面する政策というものをどうするかということが出てくるという側面もあると思えます。

そういう意味で、大臣、第十次雇用対策基本計画の策定についてどういうふうに進めていかれるか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（澤田陽太郎君） 今、先生御指摘の点について二点だけ明確にしておかなければいけないと、こう思います。

現在策定中の中期経済財政計画が最終的にどういう性格のものとして決定されるかということと雇用対策基本計画の改定との関係が、これは非常に、財政計画の性格に大分影響するという点で、今の段階で必ず連動して十次計画をつくるということにはならないという点が一点であります。

それから、雇用対策基本計画本来の使命として、国が雇用対策として基本的になすべきことについて新しい政策方向が必要だということであれば、例えばワークシェアリングの問題がそうであれば、財政計画の問題の反射だけではなくて、雇用対策基本計画の論理として当然見直すという要素が出てくると、こういう二点でございます。

○辻泰弘君 そういたしますと、どういう状況になれば政府の策定する経済全般に関する計画に値するということになるのでしょうか。

○政府参考人（澤田陽太郎君） ですから、現在策定中の中期経済財政計画が雇対法で言うところの国の経済全般の計画というものにオフィシャルになるかどうかということがかなり重要なポイントだと思います。

○辻泰弘君 ということは、閣議決定があるかどうかということでしょうか。

○政府参考人（澤田陽太郎君） 中期経済財政計画の中身にもよります。

○辻泰弘君 そうすると、この雇用対策基本計画の改定につながるような中身というのはどういう場合なんですか。

○政府参考人（澤田陽太郎君） ですから、繰り返しになりますが、国の経済全般の計画にふさわしいものといえますか、それに内容的に即したものかどうかということだろうと思えます。

○辻泰弘君 そうすると、今、経済財政諮問会議でやろうとしていることは経済全般に関する計画じゃない可能性もあるということですね。

○政府参考人（澤田陽太郎君） そこはまだ可能性があるとかないとかいうことじゃなくて、どういう形で内容が確定して、どういう形式でオーソライズされるかということを見るということでございます。

○辻泰弘君 一般的といいますか、常識的に考えるならば、今、経済財政諮問会議が取り組んでいるのは経済全般に関する計画であることは間違いないし、またそれを閣議決定という形をとられるかどうかわかりませんが、政府の計画としてとらえてやっていくということは私は常識的な理解だと思うんですけども、そうでないということが出てくること自体私はよくわかりませんが。

このことで時間を費やすことはあれですけども、どうか大臣におかれましては、計画をつく

ること自体が目的ではございませんけれども、状況というのが大きく変わっている中で、やはり国の基本計画、それなりにしっかりしたものを打ち立てて、特に、後で聞きたいと思いますが、ワークシェアリングの問題もしっかりと位置づけたような計画をつくっていただきたいと思えます。

大臣、一言お願いします。

○国務大臣（坂口力君） これはもう少し推移を見ないとわからないということが言えるというふうに思いますが、いずれにいたしましてもこれからの雇用状況というものも十分にもう少し踏まえないといけないというふうに思っています。雇用状況を踏まえるということは、その前に経済全体の状況をどう踏まえるかということになるだろうというふうに思っています。テロ事件後の状況というのは非常に変わりました。その変化に対してどうしていくかというふうなこともあるだろうというふうに思っています。

○辻泰弘君 そういう意味で、まさに状況の変化があるわけですから、ワークシェアリングなんかも本当に一言触れているみたいな計画でございますから、そういう意味で、そういうものもしっかりと位置づけて、そういうものの新しい取り組みの基本姿勢を示していただきたい、このことを申し上げておきたいと思えます。

次に、完全失業率の問題についてお伺いしたいと思えます。

十月の失業率は五・四％と過去最悪だったわけでございまして、唯一好調だったサービス業でも新規求人数が急速に鈍化したということで、再就職の支援が急務となっているわけでございます。

これにつきましては各都道府県も力を尽くしておられるわけで、先般も東京都の緊急雇用対策が実施された、また東京都は独自の労働力調査を行って都内の失業率を出されたということもございました。また、私は兵庫県の選出でございますけれども、二〇〇四年度までに五万人の雇用創出だとか、県庁の職員の残業を減らして新たな雇用を創出するある意味でのワークシェアリングとか、そういう取り組みもございます。大阪府でも失業された方を雇用開拓員にというふうな取り組みなどをなされているわけでございます。そういう都道府県レベルでの取り組みが懸命になされている。

そして、先ほども議論がございましたように、緊急地域雇用創出特別交付金、補正予算で三千五百億つけられたわけですが、これの実施については客観指標に基づいて各都道府県に交付する。その客観指標としては労働力人口、求職者数、完全失業率などというふうになっているわけでございます。

それで、私は、完全失業率が今全国で十地域の数値しか示されていないわけでございますけれども、完全失業率についても都道府県ごとの数値というものがあってしかるべきじゃないかと、このように思うわけでございます。有効求人倍率は都道府県ごとに出されております。また、消費者物価指数、家計調査報告なども都道府県庁所在地のものが出されているわけでございまして、生活に密着した経済指標が都道府県という単位でなされているということを思うときに、失業率もぜひ都道府県のもの欲しいと思うわけでございます。

つくっておられるのは総務省の方でございまして労働省の直接ではございませんけれども、しかしお話を伺いますと、都道府県で調査をされたのを中央に持ってくるということでございますから、都道府県での調査をちょっと充実するといいますか、母数が少ないという御指摘もございまして、少し充実をさせることによって都道府県レベルの失業率というものが出せるだろうと思えますし、失業率が出たからといってそれで雇用が改善するわけではございませんけれども、そのような調査の過程の中に答えを出していくこともあるかもしれない、このように思うわけでございます。

そのような意味で、統計のために統計があるわけではございませんので、やはり生活だとか政策推進のための指標でございまして、そういう意味で完全失業率についても都道府県単位のも

のが出せるように労働行政の責任者たる大臣のお立場からも総務省に対して御尽力をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（坂本哲也君） 都道府県別の失業率の公表についてでございますけれども、ただいま先生お話ございましたように、これは総務省の統計局でやっておりますけれども、労働力調査の調査規模、現状では調査世帯のサンプル数は四万世帯ということなんです、これは各都道府県別に信頼性を確保するというためには、このサンプル数をかなりふやさなきゃいかぬといったような問題点があるというふうに私どもも理解をいたしているわけでございます。

しかしながら、各都道府県レベルでの失業率の把握ということは、御指摘のように、地域の雇用情勢を的確に把握して雇用対策を行う上で大変重要な指標であるというふうに考えられるわけでございます。私どもといたしましても、いろんな機会をとらえまして、各都道府県ベースでの失業率がいろんな工夫ができないのか、そういった公表の方式につきまして総務省の方にいろんなお話を申し上げているところでございます。

○辻泰弘君 この点につきまして、ぜひお取り組みいただきたいと思います。
大臣、ぜひお願いします。一言お願いします。

○国務大臣（坂口力君） 先般の予算委員会におきましても御質問がございまして、失業率の問題ばかりいつも頭にあるものでございますから、できるだけそういうふうにいたしますというふうに答えましたら、総務省の管轄でございまして、少しおしかりを受けましてお断りを申し上げたところでございました。

しかし、思いといたしましては私も同じ思いをいたしております。統計を見ますときに、有効求人倍率は都道府県別に出ているわけでございますので、完全失業率もそういうふうになればなというふうにも思うわけです。例えば北海道でありますとか、あるいは近畿でありますとか、あるいは九州というような形ではブロック別には出ているわけでございますが、そうした九州の中でどこが特に悪いのか見たいなというふうに思いましたときに、それ以上のがなかなか出にくいというようなことがございますので、ここは御指摘いただきましたことを総務省にもよく伝えて、そしてぜひそういうふうになればというふうに私も思います。

○辻泰弘君 ぜひよろしく願いいたします。

それで、失業、倒産がふえている中での問題として、未払い賃金の立てかえ払いの制度についてお伺いしたいと思います。

未払い賃金の立てかえ払い制度は、企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払い賃金の一定範囲について労働福祉事業団が事業主にかわって支払う制度でございます。そして、来年一月一日よりは上限額を引き上げるという方針が先般決められているわけでございます。

そこで、一つ私は申し上げ、お願いしておきたいんですけれども、この立てかえ払いの手続というものが、例えば破産のケースで、管財人の対応が遅くて制度の趣旨にそぐわぬ例があると。破産等の場合に、労働者のためのセーフティーネットとしてせつかくある制度がしっかり機能するように管財人、清算人等に周知徹底を図っていただきたい、このことをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（日比徹君） ただいま御指摘のとおりでございまして、立てかえ払い、これは迅速な処理が望まれるわけでございまして、従来も管財人等の方々向けにパンフレットあるいは手引書のようなものを作成してお願いしておるところでございますが、今後におきましても、こういう迅速な処理を図る観点から、さらに一層周知あるいはお願いなりをしてまいりたいと思っております。

○辻泰弘君 私は自分自身が兵庫でございまして、その中で倒産された、破産されたケースがございまして、大阪に本社がある丸誠重工という件でございましたけれども、その点につきましても労働基準局の監督課の方で大変しっかりと対応していただきまして感謝しておりますけれども、どうかこの点、やはり年を越すということが生活にかかわるようなこともございますので、私がお願いした件だけではございませんけれども、どうか迅速な手続にお努めいただきますように御要請申し上げたいと思います。また、そのときにお世話になった皆さん方には感謝を申し上げます。

さて、雇用保険財政についてお伺いをしたいと思います。

今回の法案の中では、職業訓練の受講者に対する雇用保険の給付の拡充ということが一つの項目になっているわけでございます。現状といたしまして、失業者が急増し、雇用保険の財政、二〇〇二年度中にも積立金が枯渇するおそれが強い、このように思われるわけでございますが、雇用保険財政の現状と見通しについて御見解をお示しいただきたいと思います。

○政府参考人（澤田陽太郎君） まず、今年度の補正後予算ベースで見ますと、十三年度末の積立金残高が四千九百八十七億円と見込んでおります。十四年度の概算要求におきましては、収入が二兆三千二百三十億円、一方、支出が二兆六千五百七十二億円というものを見込んでおりますので、その差分、いわば単年度赤の分が三千三百四十二億円となりまして、これを積立金から受け入れるということになっております。したがって、平成十三年度末の積立金残高から十四年度概算要求で見込んでおります積立金の受け入れ三千三百四十二億円を引きますと、十四年度末の積立金残高は一千六百四十五億円ということになります。

なお、十三年度の支出、十四年度の支出にはそれぞれ予備費を計上しておりますので、幸いこの予備費を使うことがなかったということを考えますと、十三年度、十四年度の予備費合計が一千九百二十四億円になりますので、それが十四年度末の積立金残高にプラスされるということもあり得まして、そういう計算をいたしますと、加減しますと、予備費を使用しないという前提に立ちますと、十四年度末の積立金残高は三千五百六十九億円ということになります。

○辻泰弘君 雇用保険料は今年度に〇・四％引き上げられたばかりですがけれども、今のようなお話でございますと、来年度いっぱいには再引き上げということにはつながらないのではないかと、こんなような理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人（澤田陽太郎君） 先般、国会の委員会答弁で大臣から現在は保険料の引き上げは考えていないという御答弁がございました。

今、十四年度いっぱいというお話がございましたが、雇用保険財政を見通すには、大もとの経済の動向がどうなるかということが大変重要でございます。それにつきましては、政府の経済見通しができますのは年末でありますし、それが正式に閣議決定されますのは一月に入っておりますし、また雇用保険の独自の問題として、この四月に制度改正をいたしまして給付の重点化を図ったところでありますが、年度いっぱいには旧制度の給付を受ける方と新制度の給付を受ける方が混在しますので、制度改正の影響と申しますか効果がどう出たかを検証するにはなおしばらく時間がかかるというようなこと等々ございまして、いつの時点ということは今の段階では本当に申し上げることはできません。

○辻泰弘君 保険料徴収の問題についてお伺いしたいと思います。

医療保険制度改革という流れの中で坂口私案なるものが出まして、その中に医療、年金、介護、雇用など各保険料の徴収を五年以内に一元化という御指摘がございました。また、厚生労働省の医療制度改革試案におきましても、年金、医療、介護、労働の保険料徴収については早急に一元化するための準備を開始すると。骨太の方針でも社会保険と労働保険の徴収事務の一元化ということがうたわれているわけでございますが、この各保険料の徴収一元化についてどのように進め

ていかれるのか、御方針をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 医療制度改革を進めていきます上で、小泉総理は三方一両損ということをおみえになります、やはり役所の側、今まで保険等を扱ってまいりました役所の側もやはり痛みを感じなければいけないというふうに思っています。

現在まで年金、医療、介護、そして雇用と四つの保険があるわけでありまして、その徴収はそれぞればらばらに行われているわけがございますから、これは、これだけIT化が進んでまいりました時世でございますので、私は一元化ができるものというふうに思っています。

したがって、一元化を行って、そしてそこでむだの省けるところは十分にそのむだを省くということをおひとつ行わなければなりませんし、ただ一元化をするというだけではなくて、それによって新しい社会保障の体系をつくり上げるということにも役立てなければならないというふうに思っている次第でございます。

現在、その取り組みにかかっているところでございまして、平成十五年度の電子政府化にあわせまして、インターネットによります届け出の一元的な受け付けを実施できるように今進めているところでございます。また、保険料の徴収などの実務につきましては、一元的に行うための体制のあり方を現在検討しているところでございまして、これらを総合的に見て、そして実施をしたいというふうに思っています。骨格はかなりでき上がってきているというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 それに関連して社会保障番号制ということの考え方についてお聞きしたいと思いますけれども、今後の課題としていわゆる非正規社員というものの社会保険適用というものを考えるときに、それをしっかりやっていくという上では社会保障番号制的なものが必要になるのじゃないかと。今おっしゃったこともその流れになるのかもしれないけれども、例えば労働を開始する、人を雇うときには必ず社会保障番号が必要となるというシステムをつくるならば企業の思惑による保険未加入という問題はなくなるということもございまして。

このことは骨太の方針でも社会保障番号制の導入ということがうたわれているわけでございますけれども、社会保障番号制のような考え方についていかがお考えでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 社会保障番号につきましては、現在既に年金における番号は存在をするわけでございます。この年金の番号を医療でありますとかあるいは介護の方に、あるいは雇用の方に広めていくべきかどうかということにつきましてまで現在検討はされておられません。しかし、これから社会保障を全体として考えていきますとき、先ほど申しましたように、徴収の一元化等を行っていくというようなことになってまいりましたときに、共通した番号制というものが大事になるということも私は起こり得るというふうに思っております。しかし、この番号制というのはいろいろのメリットと、そして使い方によりましてはデメリットもあるわけでございますので、そこはよく皆さん方に議論をしていただいて、そして合意を得た上でなければ、やはりここはなかなか前に進むことができない問題だというふうにも思っているわけでございます。

我々、この年金番号等を十分に活用させていただいて、そして皆さん方に番号の存在価値というものを十分にわかっていただくようにしていきながら今後のことを考えていきたいと思っております。

○辻泰弘君 先ほど申し上げましたワークシェアリングについてお伺いしたいと思います。

ワークシェアリングについては緊急避難型、中高年対策型、雇用創出型、多様就業対応型というような分類などがあるわけでございますが、それにつきまして坂口大臣は、日本で導入するにはまずどのタイプでいくかを決めなければならない、このようなことをおっしゃっているわけでございます。

現時点で、大臣としてはどういう形が望ましいといたしますか、どのように考えておられるか、

お聞きしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） このところは労使の皆さん方の御意見も十分に聞かなければいけないというふうに思います。小泉総理からは、ぜひ労使とそして政府との間の三者協議というものを始めて、来年の三月ぐらいまでに結論を出してほしいと、こういうふうに言われているところでございます。

これを進めていくにつきましては、先ほど委員からも御指摘ありましたように、やはりどうした内容にしていくか、どうしたタイプのものを採用していくかということを決めなければならないというふうに思いますが、ここは政府の方が一方的にこの案でやるべきだというふうに言うのは控えなければならない、やはり労使の皆さん方が理解をしていただけるタイプにしていかなければならないというふうに思っております。

しかし、一時的な現在の経済動向、あるいは一時的な雇用情勢というものだけを踏まえたものではなくて、もう少し中長期的な展望を持ったワークシェアリングにしなければならないのではないかとこのように私個人は思っているところでございます。

そうした立場でこれからお話し合いに臨みたいというふうに思っておりますが、諸外国の例を見ましたときに、例えばフランスでありますとかオランダでありますとかといったようなところは中長期的展望に立ってこの問題に取り組んでいるというふうに思っております、外国がやりましたのと同じことを日本でやるということはない、やはり日本は日本型としてのワークシェアリングを構築しなければならないというふうに思いますが、そうした諸外国のことも参考にはなるだろうというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 このワークシェアリングにつきましては、オランダにおけるワークシェアリングというものが注目されております。

オランダの労働市場改革の出発点は一九八二年のワッセナー合意、政府のイニシアチブによって賃金上昇率の抑制、パートタイム雇用の促進、労働時間短縮を通じた雇用の創出に政労使が合意をされたということからオランダ政府は同一労働同一賃金の法律をつくられた、また社会保険料の軽減を行うということをやられたわけでございます。また、フランスのワークシェアリングにおいても社会保障負担の軽減などの政策が講じられているわけでございますが、政府としてのそのようなワークシェアリングを推進していく上での支援方法にはどのようなものがあるとお考えなのか、お示しいただきたいと思っております。

○国務大臣（坂口力君） 支援方法。

○辻泰弘君 サポートする、支援する、推進方法。

○国務大臣（坂口力君） そこが一番我々としては決めなければならないところだというふうに思っておりますけれども、そこまではまだちょっと行っていませんね。どういうタイプをつくるかということによって支援の仕方というものも私は変わってくるだろうというふうに思います。そのタイプの決定によって我々の支援体制というものも姿というものもそこで明らかになってくるというふうに思いますが、いずれにいたしましても、労使の皆さん方だけにお任せをして、そしてただその調整役をするというだけでは済まないだろうと私も思っております。

そのときにそれじゃどういうことを政府としてやるかということにつきましては、そのタイプによってかなり内容は違いますので、今我々がここでこういうふうにします、ああいうふうにしますということまでは申し上げることはできません。しかし、その労使のお話し合いが十分に進んでいくような方向で我々も協力をしなければならないと思っています。

○辻泰弘君 この問題につきましては、ワークシェアリングにつきましては塩川財務大臣も大変積極的で、財政措置を講じて支援すべきというふうなお考えも国会で御答弁されているわけでございます。また、塩川大臣が一定の助成金の提案を厚生労働大臣にされて、その検討を事務方に指示されたと、このようなことも言われているわけでございますが、このような塩川財務大臣の御見解、これを受けて来年度から何らかの支援措置を講ずるといようなお考えはないのか、せっかく財務大臣がおっしゃっているわけでございますから要求されてはどうかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 財務大臣は個人的な考えという前置きのもとに御発言になっているわけでありまして、財務大臣が年来、年来と申しますか、今までからお考えになっておりましたワークシェアリングについてのお考えを述べられたものというふうに思っております。かなり積極的な御発言をいただいたわけございまして、私の方がびっくりするほどございましてから、大変ありがたい話だというふうに思っておりますが、しかし個人的な御見解でございますから、その財務大臣の御主張のとおりになるかどうかは私も若干心配をいたしているところでございます。

そうしたことも含めまして、これからどういうふうにしていくか、そしてそれが十四年度の予算に関係をするものでありましたならば、これはもう早く結論を出さなければならないわけでございますし、この年末の予算を決定するまでにそれが間に合うかどうかということは非常に難しいところでございますけれども、年内にも第一回の会合を開きまして、そしてどういうことを詰めていくかということをお急ぎにやりたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 このオランダの状況と日本の状況を比べますときに、やはり時間当たり賃金の概念がはっきりしている欧米と比べ、日本はそういうものがない。また、フルタイム、パートタイムの格差というものが日本の場合非常に大きいわけございまして、ストレートにオランダ型を持ってくるといわけにもいかないと思うんですけれども、しかしこれからの雇用創出、雇用の確保の一つの大きな切り口だと思っております。どうか政労使雇用対策会議等を通じまして全力でお取り組みいただきまして、三月とおっしゃっていただいたわけでございますが、ぜひ立派な方針をつくっていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、残余の時間、若干派遣に絡んでお伺いしたいと思います。

今回の法案の一つには中高年齢者の派遣期間の延長のことがあるわけでございます。聞くところによりますと、十二月七日に政府の総合規制改革会議が最終取りまとめをされるというふう聞いておりますが、この派遣労働者の派遣期間の制限撤廃という問題があったわけでございますが、やはり労働雇用全体に与える影響を考慮しつつ対処すべきだと思っております。この規制改革会議における決着というのを、見通しをどのように見られるか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人（澤田陽太郎君） 総合規制改革会議の最終取りまとめにつきましては、委員御指摘のように、今月の七日に開催が予定されております第十五回の総合規制改革会議におきまして、最終案文を確認してその後答申を行うことができるように検討を進めていると承知をしております。

最終取りまとめにおきます労働者派遣に関する記述につきましては、私どもは承知する立場にはございませんが、本年三月に閣議決定されました規制改革推進三カ年計画と、もう一つ本年七月に同じく取りまとめられました重点六分野に関する中間取りまとめ、この二つが基本になるものと認識をしております。

○辻泰弘君 派遣に絡んで一つお聞きしたいんですけれども、派遣労働者についての保険適用の問題です。

正規の労働者に比して低い派遣労働者の待遇改善というものがやはり重要な課題だと思うわけですが。派遣社員は働いている間は派遣元の健康保険に加入するけれども、派遣が終わると国保に移る必要があるということで、結果として手続が大変面倒で無保険になる方が多いということがございます。

これは、厚生労働省の医療制度改革試案におきましてもこの点についての言及がございまして、派遣労働者の就労実態等を踏まえた健康保険組合の設立を認めるとともに、適用基準の明確化を平成十四年度に行うと、こういう指摘がございまして。現に十一月二十八日に日本人材派遣協会が派遣社員が加入する健康保険組合を四月一日に設立するという方針も出されているわけですが、派遣労働者を対象とした健康保険組合の設立について今後どのように取り組んでいかれるのか、またここで言うところの適用基準の明確化というのは具体的に何を指すのか、このことについてお伺いしたいと思います。

○副大臣（梶屋敬悟君） 派遣労働者の社会保険の問題につきましてお尋ねをいただきました。

委員御指摘のとおり、派遣労働者については就労と就労の間に空白期間があるということでありまして、御指摘のように保険の適用漏れあるいは届け出事務の繁雑さということが指摘をされてきたわけでありまして。

したがって、委員がこれも御指摘されたように検討を続けているわけでありまして、厚生労働省といたしましてはお話のありました社団法人材派遣協会とも協議を行っております。派遣労働者の就労実態を踏まえた社会保険のあり方の検討を重ねているわけでありまして。その結果、派遣業を対象とした総合健康保険組合の設立を認めるということ、それから、今お尋ねがありましたけれども、適用基準の明確化を図りまして、就労と就労の間に短期の空白期間が生じる場合については使用関係が継続をしているものとして資格を喪失させないというような適用を検討しておりまして、その方向で今作業を進めております。派遣労働者に対する適用の促進を図っていきたいというように考えているところでございます。

○辻泰弘君 私は、政治の目的、突き詰めていくと庶民の幸せを大きくすること、そのことにあると確信しております。今日的に考えますときに、雇用の安定、雇用の確保、その中に庶民の幸せがある、また雇用の安定、雇用の確保、その中に家族の幸せがある、このように私は思うわけでございます。

どうか厚生労働省、大臣以下の皆様方におかれましては、この点につきまして今後とも御努力いただきますように心よりお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。